

事務局説明資料
平成27年11月10日(火)

『日本再興戦略』改訂2015（抄）

平成27年6月30日
閣議決定

（企業情報開示部分 抜粋）

一. 日本産業再興プラン

1. 産業の新陳代謝の促進

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 「攻めの経営」の促進

③ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

企業が稼ぐ力を高め、持続的に企業価値を向上させるためには、企業と投資家・株主が、共に中長期的な成長に向けて価値を創造する関係にあることを念頭に置いて、建設的な対話を行うことが重要である。

こうした観点も踏まえつつ、資本市場の機能の十全な発揮や投資家・株主の保護など幅広い観点から、企業の情報開示、株主総会プロセス等を取り巻く諸制度や実務を横断的に見直し、全体として実効的で効率的な仕組みを構築する。

ア) 統合的開示に向けた検討等

企業の情報開示については、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業や投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統合的な開示の在り方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

開示制度を巡る課題

○金融商品取引法・会社法・取引所規則による開示

- ① 金融商品取引法(以下「金商法」)・会社法・取引所規則による開示内容の整理
- ② 金商法・会社法・取引所規則による開示の日程・手続 等

○非財務情報の開示

ガバナンスや中長期計画その他の非財務情報の開示について 等

○その他

金商法・会社法・取引所規則に基づく開示内容の整理

- 金商法・会社法・取引所規則は、それぞれ以下の目的に基づいて企業情報等の開示を要請しており、各々その目的に適った役割を果たしている。
 - ① 金商法開示：投資者の投資判断に必要な重要な情報の提供
 - ② 会社法開示：株主・債権者に対する情報の提供
 - ③ 取引所規則：重要な会社情報を投資者に適時に提供
 - 上記3つの開示については、それぞれの目的を尊重しつつ、これまでも開示内容等の統一を図るための調整を行ってきたところである。
 - しかし、現時点においても、3つの開示の内容には、例えば、以下のような相違点が存在するほか、表現振りなどにも相違点が存在している。
 - ・ 取引所規則(決算短信)では経営方針の記載が要求されているが、金商法開示(有価証券報告書)及び会社法開示(事業報告)では明示的に要求されていない。
 - ・ 会社法開示(事業報告)と金商法開示(有価証券報告書)とで大株主の状況における所有株式数の定義が異なる。
- ⇒ それぞれの開示情報を投資家・株主に効果的かつ効率的に提供するために、開示内容についてどのように考えるか。

金商法・会社法・取引所規則開示に係るこれまでの調整

年	内 容	年	内 容
S37	・商法改正。商法会計について、企業会計審議会が公表した「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」の考え方を大幅に取り入れ、企業会計原則に近づけた。	H15	・商法施行規則改正。以下の改正を実施。 －営業報告書(現:事業報告)の 主要な事業内容等の記載につき、連結ベースでの作成を認めることで、有価証券報告書の記載との共通化が可能となった。 －有価証券報告書提出会社について、商法施行規則と財務諸表等規則で用いる用語の不一致などの解消を図った。
S38	・企業会計原則(注解)修正。商法と抵触する部分(剰余金計算書等)を修正し、商法との調整を図った。 ・財務諸表等規則改正。企業会計原則及び商法計算書類規則との調整を図った。	H18	・会社法及び会社計算規則施行。以下の証取法との調整を図った。 －有価証券報告書提出会社の決算公告を不要に。 －有価証券報告書提出会社の計算書類につき、連結計算書類の作成を義務化。 －会社計算規則を整備し、一般に公正妥当な企業会計の原則と同一化。
S49	・商法改正及び企業会計原則修正。いわゆる斟酌規定(商業帳簿の作成に関する規定の解釈につき公正な会計慣行を斟酌する)を新設するなど、商法会計と企業会計原則との調整を図った。 ・商法計算書類規則及び財務諸表等規則等改正。表示基準等を一元化。	H19	・決算短信様式改正。投資者が必ずしも決算発表時に必要としないと考えられる情報を有価証券報告書等に委ねることとした。
S57	・商法計算書類規則及び財務諸表等規則等改正。企業会計審議会が公表した「商法計算規定に関する意見書」等を受けた商法改正を踏まえ、会計方針等の注記などについて証取法(現:金商法)との調整を図った。	H21	・内閣府令改正。株主総会前に有価証券報告書の提出が可能となった。
H11	・商法改正。大蔵省、法務省が公表した「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」等を受けて、金融商品の時価評価制度を導入し、証取法との調整を図った。	H23	・決算短信様式改正。決算短信の基本的要素をサマリー情報と添付資料に分離し、添付資料の様式を廃止することで、有価証券報告書等との記載の共通化が容易となった。
		H26	・財務諸表等規則等改正。単体情報を簡素化し、会社計算規則に基づき作成した財務諸表を有価証券報告書に記載することが可能となった。

開示制度の概要①(決算短信、計算書類・事業報告、有価証券報告書の比較①)

	取引所規則 (決算短信)	会社法開示 (計算書類・事業報告)	金商法開示 (有価証券報告書)
目的	重要な会社情報を 投資者に適時に提供	株主・債権者に対する 情報の提供	投資者の投資判断に 必要な重要な情報の提供
開示方法	電子開示(TDnet)	書面の提供(一部電子提供可※ ¹)	電子開示(EDINET)
決算日からの 開示時期 【】は平均	決算期末後45日以内 (30日以内がより望ましい) 【37.0日】※ ²	株主総会開催日の2週間前まで に招集通知と共に株主に提供 【63.9日】※ ²	事業年度経過後3月以内 【87.4日】※ ²
公衆縦覧期間	開示日を含めて31日※ ³ (有料データベースは5年)	電子公告の場合には、 定時株主総会の終結日後5年	受理日から5年※ ⁴
財務情報	連結財務諸表 (日本基準、米国基準、 IFRS※ ⁵)	・連結財務諸表(日本基準、 米国基準、IFRS※ ⁵) ・単体財務諸表(日本基準) (相対的に簡略な注記)	・連結財務諸表(日本基準、 米国基準、IFRS※ ⁵) ・単体財務諸表(日本基準) (キャッシュ・フロー計算書を含む)
監査の要否	不要	要	要
虚偽記載の 罰則の有無	なし	100万円以下の過料	10年以下の懲役 100万円以下の罰金

※¹ 計算書類における個別注記表や、事業報告における主要な事業内容、直近三事業年度の財産及び損益の状況等は電子提供可(会社計算規則133条4項、会社法施行規則133条3項等)。

※² 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。

※³ JPXウェブサイトの上場会社情報では5年分の決算短信が閲覧可能。

※⁴ 有価証券届出書(参照方式を除く。)は受理日から5年。参照方式の有価証券届出書は受理日から1年。

※⁵ 2015年10月末現在。

開示制度の概要②(決算短信、計算書類・事業報告、有価証券報告書の比較②)

		取引所規則 (決算短信)	会社法開示 (計算書類・事業報告)	金商法開示 (有価証券報告書)
非財務 情報	企業の概況	サマリー情報	直前三事業年度の 財産及び損益の状況	主要な経営指標等の推移
		(記載を要しない)	主要な事業内容等	事業の内容等
	事業の状況	(記載を要しない)	事業の経過及びその成果	業績等の概要
		経営方針	対処すべき課題	対処すべき課題
		(記載を要しない)	—	事業等のリスク
		経営成績、財政 状態に関する分析	—	財政状態、経営成績、キャッ シュ・フローの状況の分析
		(記載を要しない)	当該事業年度における事業の譲 渡、吸収合併又は新設分割等	経営上の重要な契約等
	設備の状況	(記載を要しない)	設備投資についての状況	設備の状況
	提出会社の状況	(記載を要しない)	その他株式に関する重要な事項等	株式の総数等
		(記載を要しない)	会社役員に関する事項	役員 の 状況
		(コーポレート ・ガバナンス 報告書で開示)	上位10名の株主の状況	大株主の状況
			業務の適正を確保するた めの体制等の整備に関する事項 社外役員に関する事項等	コーポレート・ ガバナンスの状況

※1 上記はそれぞれの開示における非財務情報のうち、主な記載事項を比較したもの。

※2 決算短信については、「記載を要しない」としているものについても、投資判断に有用な情報であれば積極的な記載が要請されている。

開示制度の概要③(四半期決算短信及び四半期報告書の比較①)

	取引所規則 (四半期決算短信)	金商法開示 (四半期報告書)
目的	重要な会社情報を 投資者に適時に提供	企業業績等の適時な情報の提供、 年度の進捗状況確認
開示方法	電子開示(TDnet)	電子開示(EDINET)
開示時期 【】は平均	四半期決算の内容が定まった場合直ちに、 遅くとも四半期報告書の提出まで 【平均34日】※	各四半期終了後45日以内 【平均41日】※
財務情報	四半期連結財務諸表 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書は不要)	四半期連結財務諸表 (2Qのみ四半期連結キャッシュ・フロー計算書が必要)
レビューの 要否	不要	要
虚偽記載の 罰則の有無	なし	5年以下の懲役 500万円以下の罰金

※ 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。

開示制度の概要④(四半期決算短信及び四半期報告書の比較②)

		取引所規則 (四半期決算短信)	金商法開示 (四半期報告書)
非財務 情報 ^{※1}	企業の概況	サマリー情報 (業績予想含む)	主要な経営指標等の推移
		(記載を要しない ^{※2})	(事業の内容 ^{※3})
	事業の状況	継続企業の前提に関する重要事象等 (存在する場合のみ ^{※2})	(事業等のリスク ^{※4})
		(記載を要しない ^{※2})	(経営上の重要な契約等 ^{※3})
			財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析 (キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ)
	提出会社の状況	(記載を要しない ^{※2})	株式等の状況
(役員 ^{※3} の状況)			

※1 上記はそれぞれの開示における非財務情報のうち、主な記載事項を比較したもの。

※2 四半期決算短信については、「記載を要しない」としているものについても、投資判断に有用な情報であれば積極的な記載が要請されている。

※3 当四半期連結累計期間に重要な変更があった場合等に記載を要する。

※4 以下の場合に記載を要する。

- 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
- 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

開示制度の概要⑤(各国の年次業績に係る開示のルール(概要)①)

	米国			英国		
	年次アーニングリリース※1	総会資料の提供	証券法の年次報告	年次アーニングリリース※1	総会資料の提供※2	証券法の年次報告※2
開示根拠	取引所規則(NYSE)	証券取引所法 委任状勧誘規則 (株主向け年次報告)	証券取引所法 レギュレーションS-K、S-X (Form10-K年次報告)	上場規則※3 (提出は任意)	会社法	開示透明性規則 上場規則
開示情報	証券市場に重要な影響を与えることが想定されるニュース又は情報を速やかに公表。例示として年次収益【32.5日】※6	Form10-K年次報告のうち主要情報※4	連結財務諸表 リスク情報、MD&A等の非財務情報 等	年次業績書の予備報告書を作成する場合、取締役会の承認後、速やかに公表【44.3日】※6	連結財務諸表 単体財務諸表 取締役報告書 戦略報告書 取締役報酬報告書 等	連結財務諸表 単体財務諸表 マネジメントレポート 責任に関する説明 等
開示時期	【32.5日】※6	総会日の40日以上前までに、「委任状資料のインターネットによる入手に関する通知」を送り、株主向け年次報告をウェブサイトに掲載※5【81.4日】※6	大規模早期提出会社: 期末後60日以内 早期提出会社: 期末後75日以内 非早期提出会社: 期末後90日以内【51.5日】※6	【44.3日】※6	総会開催日の21日前までに招集通知及び総会資料を送付【77.8日】※6	期末後4ヶ月以内【66.7日】※6
開示方法	レギュレーションFDに従った開示(Form8-K、プレスリリース等)	電子開示(ウェブサイト) (Notice & Access方式の場合)	電子開示(EDGAR)	電子開示(ウェブサイト)	原則として書面の提供	電子開示(ウェブサイト)

※1 適時開示ルールに基づくもの。自由な様式による作成が許容される。

※2 2つの根拠法に基づく書類を提出する必要があるが、実務上1本化して提出。

※3 取引所ではなく、FCA(金融行動監視機構)が管轄する規則。

※4 連結財務諸表(株主資本等変動計算書を除く)、MD & A等。なお、SECに提出したForm10-K年次報告を株主向け年次報告として提供可。

※5 米国では、総会資料をウェブサイトで開示し、その旨を総会開催前に株主に通知することにより、電子提供が可能(Notice & Access方式)。

※6 大規模10社の決算日から公表までの平均日数。「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。 9

開示制度の概要⑥(各国の年次業績に係る開示のルール(概要)②)

	ドイツ			フランス		
	年次アーニングリリース※1	総会資料の提供※2	証券法の年次報告※2	年次アーニングリリース※1	総会資料の提供※2	証券法の年次報告※2
開示根拠	有価証券取引法	商法、株式法	有価証券取引法	AMF一般規則	会社法	通貨金融法典 AMF一般規則
開示情報	金融商品の国内発行者は、遅滞なく、発行者に直接関係する内部情報を開示しなければならない【54.6日】※3	連結財務諸表 単体財務諸表 個別決算書 マネジメント・レポート 監査役会報告書 等	連結財務諸表 単体財務諸表 マネジメント・レポート 経営者による宣誓書 等	全ての企業は、Article621-1(内部情報に関する規定)に定義された情報に関して迅速に公表しなければならない【46.5日】※3	連結財務諸表 単体財務諸表 マネジメント・レポート 等	連結財務諸表 単体財務諸表 マネジメント・レポート 経営者による宣誓書 等
開示時期	【54.6日】※3	総会開催日の30日前までに開示【76.8日】※3	期末後4ヶ月以内【65.2日】※3	【46.5日】※3	総会開催日の21日前までに開示【74.1日】※4	期末後4ヶ月以内【79.6日】※3
開示方法	電子開示(ウェブサイト)	・本所に備置 ・電子開示(ウェブサイト)	電子開示(ウェブサイト)	・フランス金融市場庁への提出 ・電子開示(ウェブサイト)	電子開示(ウェブサイト)	・フランス金融市場庁への提出 ・電子開示(ウェブサイト)

※1 適時開示ルールに基づくもの。自由な様式による作成が許容される。

※2 2つの根拠法に基づく書類を提出する必要があるが、実務上1本化して提出。

※3 大規模10社の決算日から公表までの平均日数。「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。

※4 フランスでは、招集通知(本体)を総会開催日の30日以上前に公告し、財務諸表、マネジメント・レポート等の参考情報については、総会開催日の21日以上前に開示。【】内の数字は、大規模10社の決算日から招集通知(本体)の公告日までの平均日数(「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より)。

開示制度の概要⑦(各国の期中の業績に係る開示のルール(概要))

	米国		ドイツ	
	アーニングリリース※1	証券法の四半期報告	アーニングリリース※1	証券取引所規則の四半期報告※2
開示根拠	取引所規則 (NYSE)	証券取引所法 レギュレーションS-X10-01 (Form 10-Q 四半期報告書)	有価証券 取引法	取引所規則 (フランクフルト証券取引所)
開示情報	証券市場に重要な影響を与えることが想定されるニュース又は情報を速やかに公表 (例示として四半期収益)	要約財務諸表、経営者の業績分析、内部統制に関する経営者の意見、リスクファクター 等	金融商品の国内発行者は、遅滞なく、発行者に直接関係する内部情報を開示しなければならない	四半期財務報告 期中マネジメントステートメント 等
		早期提出会社:各四半期終了後40日以内 非早期提出会社:各四半期終了後45日以内 【23.7日】※3		各四半期終了後2ヶ月以内 【31.3日】※3
開示方法	レギュレーションFDに従った開示(Form8-K、プレスリリース等)	電子開示 (EDGAR)	電子開示 (ウェブサイト)	電子開示 (ウェブサイト)

※1 適時開示ルールに基づくもの。自由な様式による作成が許容される。

※2 EUでは、2013年10月「透明性指令」の改正により、2015年11月までに四半期報告義務を廃止することとされたが、ドイツでは、(法令上は四半期開示が任意とされているものの、)フランクフルト証券取引所規則によって、四半期報告義務が維持されている。

※3 大規模3社の第1四半期末日から公表までの平均日数。「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。

開示制度の概要⑧(各国の期中の業績に係る開示のルール(概要))

	英 国		フランス	
	アーニングリリース※1	証券法の半期報告※2	アーニングリリース※1	証券法の半期報告※2
開示根拠	開示透明性規則	開示透明性規則	AMF一般規則	通貨金融法典 AMF一般規則
開示情報	発行者は、自らに直接関係する内部情報(金融商品の価額等に重大な影響を及ぼす可能性が高い未公表の情報)を可能な限り速やかに開示しなければならない	財務諸表の要約、期中マネジメント・レポート、責任者によるステートメント 等	全ての企業は、Article621-1(内部情報に関する規定)に定義された情報に関して <u>迅速に</u> 公表しなければならない	財務諸表の要約、期中マネジメント・レポート、責任者によるステートメント、法定監査人による限定的監査に関する報告書 等
開示時期		上半期末後2ヶ月以内		上半期末後2ヶ月以内
開示方法	電子開示 (ウェブサイト)	電子開示 (ウェブサイト)	・フランス金融市場庁への提出 ・電子開示 (ウェブサイト)	・フランス金融市場庁への提出 ・電子開示 (ウェブサイト)

※1 適時開示ルールに基づくもの。自由な様式による作成が許容される。

※2 EUでは、2013年10月「透明性指令」の改正により、2015年11月までに四半期報告義務を廃止。これを受け、英国では、2014年11月7日より、フランスでは、2015年1月1日より四半期報告義務を廃止した。なお、フランス規制当局(AMF)は、2015年2月、四半期報告が任意であることを確認しつつ、開示する場合にはその内容が正確・公平でなければならないこと等を内容とする提言を公表した。

開示の日程・手続①

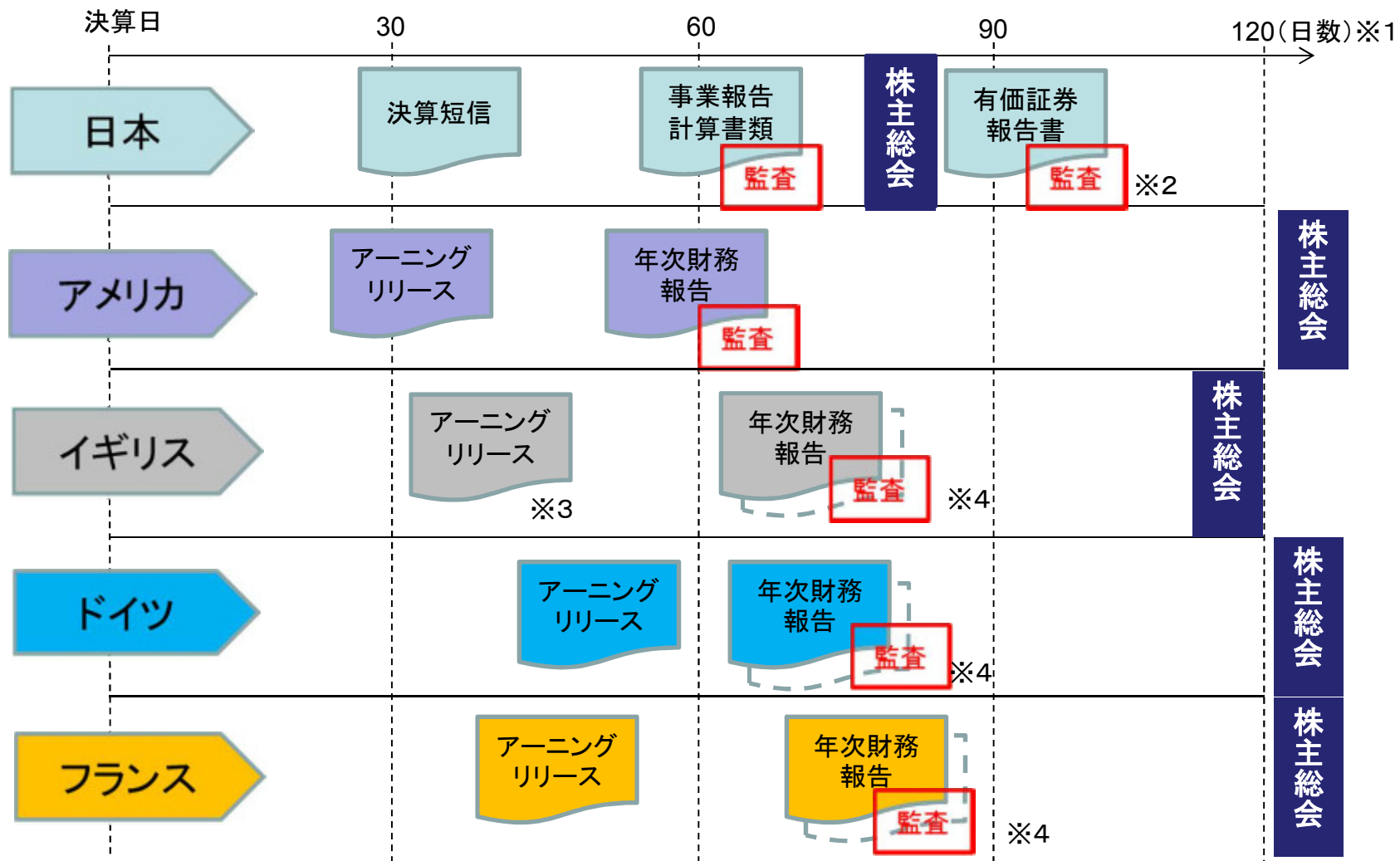
- 我が国では、年次業績の開示として、平均すると
 - ・ 決算期末の約37日後に取引所規則に基づく決算短信を公表し、
 - ・ 約64日後に会社法に基づく計算書類及び事業報告を株主に発送、
 - ・ さらに約87日後に金商法に基づく有価証券報告書を開示している。株主への招集通知は、平均すると株主総会開催日の約18日前に発送されており、有価証券報告書は概ね株主総会後に開示されている。

- また、我が国の四半期業績の開示は、平均すると四半期末の約34日後に取引所規則に基づく四半期決算短信を公表し、約41日後に四半期報告書を開示している。

- 諸外国においては、年次業績の開示として、例えば、
 - ・ 株主総会の開催時期が遅いことから、年次報告が総会の開催前に開示されている、
 - ・ 電子的な開示も活用しつつ、一般的に、株主総会資料の提供から株主総会開催までの期間が、我が国よりも長く確保されている、など、開示の重複排除や、株主総会資料の早期提供等が図られている。

- ⇒ それぞれの開示情報を投資家・株主に効果的かつ効率的に提供するために、開示の日程・手続等のあり方についてどのように考えるか。

開示の日程・手続②（各国の年次業績に係る開示日程）



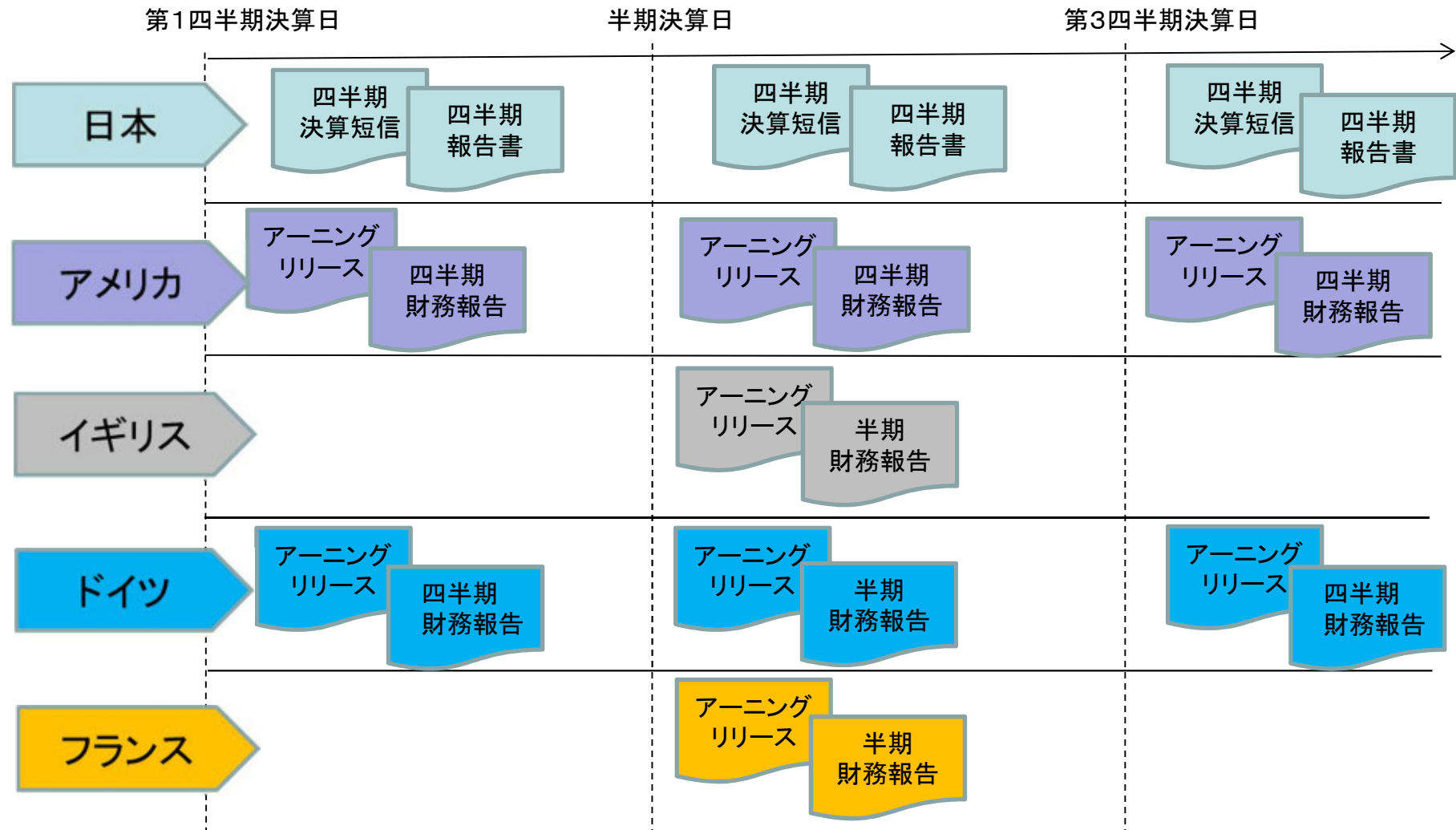
※1 開示日数は大規模10社の平均値を参照

※2 会社法監査の結果をベースに、後発事象の有無や注記事項の追加分を中心に監査

※3 提出は任意

※4 2つの根拠法に基づく書類を提出する必要があるが、実務上1本化して提出

開示の日程・手続③(各国の期中の業績に係る開示日程)



開示の日程・手続④(株主総会開催の日程・手続)

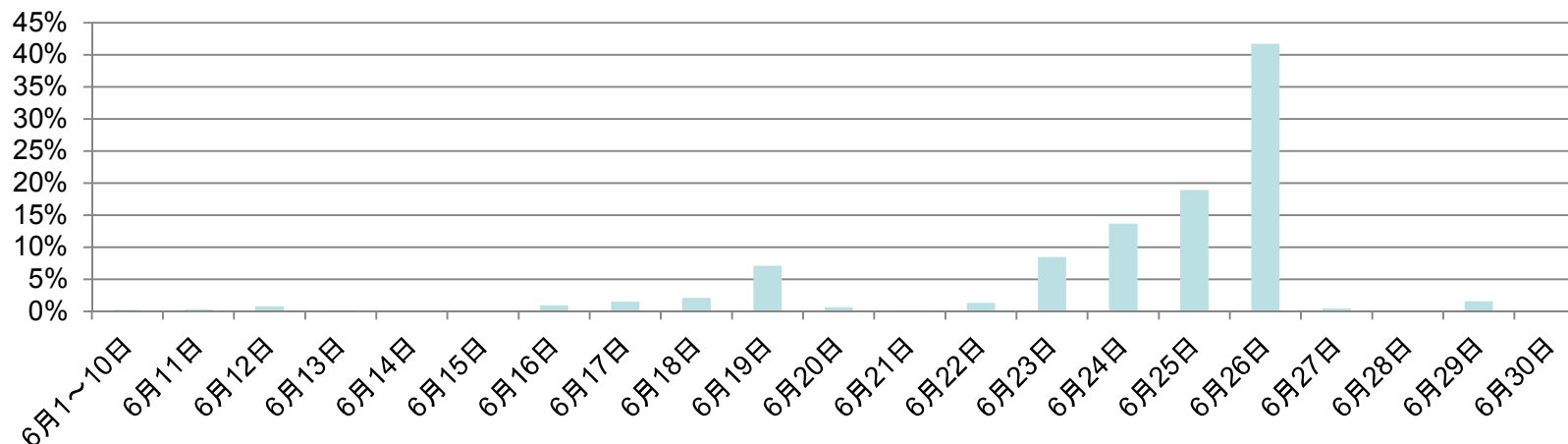
- 会社法上、権利行使基準日(議決権行使基準日又は配当基準日)から3ヶ月以内をそれぞれ権利行使日(総会開催日又は配当日)とすべきとされており、また、株主総会開催日の2週間以上前に招集通知を発送すべきとされている。
- 実務上、我が国上場企業の大半が、決算日を議決権行使基準日及び配当基準日としている。
 - ⇒ 株主総会の開催時期が集中(3月末決算上場会社の約84%が6月22日(月)～26日(金)に、また約42%が6月26日(金)に株主総会を開催)。
 - 招集通知の発送時期は、平均で株主総会の18.3日前。
- コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議では、以下の指摘あり。

- ・ 基準日から株主総会開催日までの期間は、ガバナンスの実効性を確保する観点から、できるだけ短いことが望ましい(英国では、2日間以内)。
- ・ 招集通知から株主総会開催日までの期間は、熟慮のため、できるだけ長いことが望ましい(英国では、約4週間以上)。
- ・ 決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある。
- ・ 以上に対応するため、必要があれば、株主総会開催日を7月(3月期決算の会社の場合)にすることも検討されることが考えられるが、業績評価に基づく株主総会の意思決定との観点から、決算期末から株主総会開催日までの期間が長くなりすぎることは避ける必要がある。

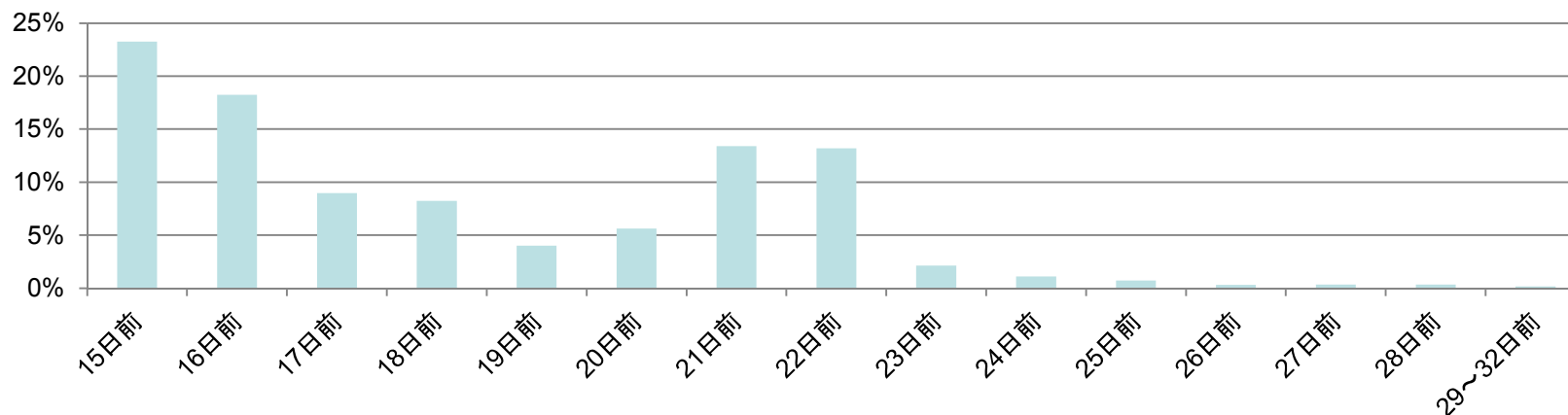
(コーポレートガバナンス・コード原案 補充原則1-2③[背景説明]より抜粋)

開示の日程・手続⑤(株主総会開催の日程・手続)

＜3月末決算会社の定時株主総会の開催日＞ 約84%の会社が6/22(月)～26(金)の間に株主総会を開催。



＜3月末決算会社の招集通知の発送時期＞ 平均:株主総会開催日の18.3日前



(注)2015年3月末日決算期における東証の上場会社2,352社に係る(株)ICJデータに基づき作成。

開示の日程・手続⑥(各国の株主総会開催の日程・手続)

<欧米の株主総会開催の日程・手続(概要)>

	米国	英国	ドイツ	フランス
総会開催日 ※1	前回の株主総会后、13ヶ月以内	決算日から6ヶ月以内	決算日から8ヶ月以内	決算日から6ヶ月以内
議決権行使 基準日	総会日前10日以上60日以内で会社が設定した日※2	総会日から48時間以内で会社が設定した日	<無記名株式> 総会日の21日前 <記名株式> 総会日の6日前	総会日の3営業日前
配当基準日	配当の基準日を定める取締役会決議に先立つ日を設定してはならず、かつ配当支払日の60日以内で会社が設定した日※2	明文規定なし	明文規定なし	明文規定なし
招集通知の 発送・公告の 時期	・総会日前10日以上60日以内に株主に発送※2 ・Notice & Access方式の場合、総会日の40日以上前に「委任状資料のインターネットによる入手に関する通知」を発送 【43.0日】※3	・総会日の21日以上前に発送 【41.6日】※3	・総会日の30日以上前に招集通知を公告 ・総会資料は招集通知の公告日以降に開示 【45.3日】※3	・総会日の35日以上前に招集通知を公告 ・総会資料は総会日の21日以上前に開示 【48.6日】※3

※1 大規模企業では決算日から120日目程度に設定する場合が多い。

※2 デラウェア一般会社法の場合(213条(a),(c), 222条(b))

※3 大規模10社の招集通知(本体)の通知又は公告日の総会日からの遡及日数平均。「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。

コーポレートガバナンス・コード(抜粋)

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【考え方】

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、定性的な説明等のいわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえた建設的な対話にも資するものである。